

草加市中学校部活動の方針

令和 6 年 1 1 月

草加市教育委員会

目 次

はじめに	・・・ 1
I 部活動の基本的な考え方	・・・ 1
1 学校教育における部活動の位置付け	・・・ 1
2 部活動の意義	・・・ 2
3 部活動実施上の留意点と配慮事項	・・・ 2
II 適切な運営のための体制整備	・・・ 3
1 部活動の方針の策定と公表	・・・ 3
2 指導・運営に係る体制の構築	・・・ 3
III 合理的で効率的かつ効果的な活動の推進のための取組	・・・ 3
1 適切な指導の実施	・・・ 3
2 部活動用指導手引き等の活用	・・・ 5
3 外部指導員、外部指導者の活用	・・・ 5
IV 休養日及び活動時間の基準	・・・ 5
1 適切な休養日等の設定	・・・ 5
2 適切な活動時間の設定	・・・ 5
V 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備	・・・ 6
1 ニーズを踏まえた環境の整備	・・・ 6
VI 学校が実施する施策	・・・ 6
1 地域との連携	・・・ 6
2 事故防止及び健康管理	・・・ 7
3 校外における活動	・・・ 7
4 大会等への対応	・・・ 8
VII 生徒及び保護者に対する配慮	・・・ 8
1 部活動への所属	・・・ 8
2 生徒の主体性の育成	・・・ 8
3 適切な会計及び経済的負担	・・・ 8

はじめに

学校を取り巻く環境、社会が大きく変化する中、中学校における部活動についてもその在り方について見直していく必要がある。

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動にしていけることにより、スポーツ、文化及び科学等に親しませるだけでなく、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図ることができ、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場としての教育的意義がさらに大きくなると考えられる。

平成30年3月にスポーツ庁は、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立った「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）が示された。埼玉県教育委員会は、「国のガイドライン」に則り、「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」（以下「県の方針」という。）を策定した。県の方針では、運動部に加え、文化部も対象とした部活動全体の方針としている。

草加市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、県の方針に則り、「草加市中学校部活動の方針」（以下「市の方針」という。）を策定した。この市の方針は、県の方針同様に、運動部に加え文化部も対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ、文化・科学等の部活動の環境を構築するという観点に立ち、部活動が、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で、適切に実施されることを目指している。

I 部活動の基本的な考え方

1 学校教育における部活動の位置付け

部活動の指導及び運営等に当たっては、中学校学習指導要領総則（平成29年3月告示）に次のように位置付けられている。

＜第1章総則第5 学校運営上の留意事項1のウより＞

教育課程外の学校教育活動が教育課程と関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図れるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

2 部活動の意義

中学校学習指導要領解説保健体育編（平成29年7月）において、部活動の意義について規定している。

＜3 教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連（第1章第5節1のウ）より＞

- ① スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものであるとの意義があること

教科等の学習によって培われた知識や技能を発揮しながら、個人の興味・関心を追求するという側面が大きく、教育活動の一環としての認識がなされている。また、人とかかわりを通してコミュニケーション能力を高め、自己実現を図るという人間性の向上を図るねらいがある。

3 部活動実施上の留意点と配慮事項

中学校学習指導要領解説保健体育編（平成29年7月）において、部活動実施上の留意点について規定している。

＜3 教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連（第1章第5節1のウ）より＞

- ② 部活動は、教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味・関心等をより深く追及していく機会であることから、第2章以下に示す各教科等の目標及び内容との関係にも配慮しつつ、生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなど、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること
- ③ 一定規模の地域単位で運営を支える体制を構築していくことが長期的には不可欠であることから、設置者等と連携しながら、学校や地域の実態に応じ、教員の勤務負担軽減の観点も考慮しつつ、部活動指導員等のスポーツや文化及び科学等にわたる指導者や地域の人々の協力、体育館や公民館などの社会教育施設や地域のスポーツクラブといった社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うこと

教育課程外の活動でありながらも学校教育における教育活動として重要な役割を果たすことを認識した上で、指導を推進することが求められている。今後、各学校が部活動を実施するに当たっては、生徒が参加しやすいように実施形態などを工夫するとともに、休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することの必要性も問われている。

また、業務の役割分担・適正化を着実に実行するため教員の勤務負担軽減を図るという視点、各部活動の専門性や技術指導などについて学校の教員だけで指導することの困難さへの対応として、関係諸団体からの協力を得ることにより、活動全体を充実する視点について述べている。

II 適切な運営のための体制整備

1 部活動の方針の策定と公表

- (1) 校長は、市の方針に則り、毎年度当初「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
- (2) 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会・コンクール等の日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会・コンクール等の参加日程等）を作成し、校長に提出する。
- (3) 校長は、上記(1)、(2)の活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

2 指導・運営に係る体制の構築

- (1) 校長は、生徒や教員の数、学校教育法施行規則に規定される部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の運動部・文化部を設置する。
- (2) 校長は、部活動の決定に当たっては、校務全体の効率的かつ効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- (3) 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- (4) 教育委員会及び校長は、教員の部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示第1号）」に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

III 合理的で効率的かつ効果的な活動の推進のための取組

1 適切な指導の実施

- (1) 校長及び部活動顧問は、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

部活動の指導において、部活動顧問、部活動指導員等による以下（例）のような発言や行為は体罰等として許されないものである。

先輩、後輩等の生徒間でも同様に許されないものであり、暴力行為やいじめ等の発生を防止することが必要である。

(例)

ア 殴る、蹴る等。

イ 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。

(ア) 長時間の正座・直立等特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。

(イ) 熱中症の発症が予見され得る状況下で、給水、休憩等の配慮をすることなく活動をさせる。

(ウ) 武道等において、相手の生徒が受け身をできないよう投げたり、まいったと意思表示しているにもかかわらず攻撃を続けたりする。

(エ) 防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。

ウ パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。

エ セクシャルハラスメントと判断される行為や発言を行う。

(ア) 指導にあたり必要性や適切さを超えて身体接触を行う。

(イ) 身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりするような）発言を行う。

オ 特定の生徒に対して、独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

(2) 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、生徒とのコミュニケーションを十分に図り、生徒が燃え尽きることなく、競技種目の特性を踏まえた科学的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

(3) 文化部顧問は、生徒が生涯を通じて文化・科学等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒が燃え尽きることなく、それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

(4) 部顧問等は、生徒のスポーツ・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、生徒とのコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(5) 成長期にある生徒が運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、生徒の休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

2 部活動用指導手引き等の活用

部活動顧問、部活動指導員等は、埼玉県教育委員会が作成する指導手引きや「運動部活動指導資料」、各スポーツ競技の国内統括団体等が作成する指導手引き等を活用して、1の(1)、(2)、(3)に基づく指導を行う。

3 外部指導員、外部指導者の活用

- (1) 教育委員会は、平成29年に学校教育法施行規則の一部が改正され、「部活動指導員」が文部科学省令において位置付けられたことにより、学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する部活動指導員を派遣する。
- (2) 教育委員会は、草加市立中学校部活動指導者派遣事業実施要項（以下「外部指導者要項」）の規定に基づき、中学校の部活動の技術指導の補助を行うことにより、部活動の充実を図るため、校長の求めにより、専門的な実技指導を備えた者（以下「部活動外部指導者」という。）を派遣する。

IV 休養日及び活動時間の基準

1 適切な休養日等の設定

- (1) 平日（課業日）
少なくとも1日を休養日とする。（朝練習も含む。）
- (2) 週末（土曜日、日曜日、祝日等）
ア 少なくとも1日以上休養日とする。
イ 週末に大会・コンクール等への参加で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- (3) 長期休業中
ア (1)、(2)に規定する休養日の設定に準じる。
イ 生徒が十分な休養を取ることができるようにするとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、一定程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。なお、教育委員会が指定する学校閉庁日は、休養日とする。
- (4) 中学校体育連盟が主催する公式大会や吹奏楽連盟が主催するコンクールなどにおいて、2週間前までの週末においては、校長の許可により休養日としないことを可能とする。その際、生徒及び保護者の理解が得られるよう、両者に対してあらかじめ十分な説明をするものとする。

2 適切な活動時間の設定

- (1) 平日（課業日）
2時間程度とする。
- (2) 週末（土曜日、日曜日、祝日等）
準備・後片付け等を除き、3時間程度の活動とし、できるだけ短時間に、合

理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

(3) 長期休業中

(2)に規定する活動時間の設定に準じる。

(4) 文化部活動においても 1、2 に規定する設定に準じる。

(5) 朝練習については、特別な場合を除き、原則行わないこととする。

なお、実施する際は、教職員の勤務時間や生徒の健康・安全に十分留意する。また、朝練習等の活動を実施した際には、放課後の活動を行わないなど、練習計画や活動時間を調整する。

特別な場合とは、大会前（概ね 2 週間前）といった期間、活動時間や活動場所の制限により本来の活動に大きな支障がある等のことをいう。

V 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

1 ニーズを踏まえた環境の整備

- (1) 校長は、学校の指導体制等において、技能等の向上や大会等で好成績を収めることを目指す活動のみならず、性別や障害の有無を問わず、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行えるなど多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備する。

(例 運動部活動)

ア 複数のスポーツや季節ごとに異なるスポーツを行う活動

イ 競技志向でなく、レクリエーション志向で行う活動

ウ 体力づくりを目的とした活動

エ 生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなる活動

(例 文化部活動)

ア 体験教室などの活動

イ レクリエーション的な活動

ウ 障害の有無や年齢等に関わらず一緒に活動することができるアートの活動

エ 生涯を通じて文化芸術を愛好する環境を促進する活動

- (2) 教育委員会及び校長は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の学校部活動を設けることができない場合や、部活動指導員や外部指導者等が配置できず、指導を望む教員もいない場合には、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会が損なわれることがないように、当面、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加するなど、合同部活動等の取組を推進する。

- (3) 校長は、運動、歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や障害のある生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題設定や挑戦することを大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くする等の工夫や配慮をする。

VI 学校が実施する施策

1 地域との連携

- (1) 校長は、生徒の部活動環境を充実する観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体や企業チーム、文化団体等との連携や保護者の理解と協力

等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、地域における環境整備を進める。

- (2) 校長は、部活動だけでなく、地域で実施されている既存のスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

2 事故防止及び健康管理

- (1) 校長は、施設・設備の定期的な安全点検を行い、事故の未然防止に努める。
- (2) 部活動顧問は、活動前及び活動後に、使用する施設・設備の点検を行うとともに、生徒にも安全確認を指導し、事故の未然防止に努める。
- (3) 部活動顧問は、部活動で使用する用具を適切に保管又は管理するとともに、生徒に用具の正しい利用及び管理について指導する。
- (4) 校長は、「草加市立小中学校における熱中症対策ガイドライン（令和6年6月）」に基づき、活動時期、活動時間及び活動場所の気温や湿度及び暑さ指数（WGBT）を把握し、活動時間の短縮や活動の中止などについて適切に判断する。
 - ア 熱中症警戒アラートが発令された場合は、水分や冷却等の準備を行うとともに、活動の可否、内容の変更を検討すること。
 - イ 熱中症警戒アラートが発令されていない場合であっても暑さ指数が31以上に達した際には、屋外活動（冷房が効いていない屋内での活動を含む。）を中止すること。
 - ウ 活動開始時および活動中は1時間ごとに活動場所の暑さ指数を計ること。
 - エ 暑さ指数が該当しない場合でも、活動する際には、熱中症に十分に注意するとともに、熱中症事故が危惧される場合は、直ちに活動を中止すること。
実施の判断については、「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック（財団法人 日本体育協会）」、「熱中症予防情報サイト（環境省）」などを活用する。
- (5) 部活動顧問は、活動開始時に生徒の健康状態・疾病・傷病の状況などの健康観察を行い、健康状況により適切に対応するとともに、生徒に体調管理の重要性について指導する。
- (6) 部活動顧問は、事故が発生した場合、速やかに校長に報告し、応急手当を施す。校長は、事故の状況に応じて救急搬送を要請するなど必要な措置を講ずる。

3 校外における活動

- (1) 部活動顧問は、実施日や活動場所、引率方法などを明記した引率届の提出など所定の手続きを確実にを行い、あらかじめ校長の承認を得る。
- (2) 部活動顧問は、徒歩、自転車、公共交通機関又は借上げバス等を利用して、生徒を安全に移動させる。
- (3) 部活動顧問は、校外で活動する場合の生徒の安全確保に向けて、次のことについて当日のみならず事前から具体的に指導する。
 - ア 移動の安全確保を図ること。

- イ 移動中及び活動場所におけるマナー、ルールを遵守すること。
- ウ 他校の生徒とのトラブルや盗難事故の防止に配慮すること。
- (4) 部活動顧問は、校外の活動場所への移動の引率責任者であることを認識し、生徒に付き添い、安全指導を徹底する。

4 大会等への対応

校長は、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう、生徒及び部活動顧問の負担軽減の観点から、参加する大会等を精査するよう努めること。

VII 生徒及び保護者に対する配慮

1 部活動への所属

- (1) 部活動は、教育課程外の活動として、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、その参加については、生徒一人ひとりの考えを大切にする観点から、所属については生徒の選択によるものとする。
- (2) 生徒の所属する部活動の変更又は退部については、生徒及び保護者の意向を尊重して対応するものとする。
- (3) 部活動顧問及びその他の関係教員は、生徒の部活動への所属や変更において、よりよい選択が行えるよう支援するものとする。

2 生徒の主体性の育成

- (1) 部活動顧問は、生徒が積極的に活動に取り組む雰囲気づくりや心理的な対応を心がけて指導する。
- (2) 部活動顧問は、大会等における成果を求めることに固執することなく、練習試合や他の学校との交流などを含めて、生徒一人ひとりが目標に向かって練習に取り組めるよう配慮する。
- (3) 部活動顧問は、生徒間の暴力行為やいじめの防止のため、望ましい人間関係や人権感覚の育成を図れるよう配慮する。

3 適切な会計及び経済的負担

- (1) 部活動顧問は、年間活動計画及び前年度の決算などを基に予算を編成し、保護者から徴収する活動費の必要性などについて計画を立案し、執行状況については、保護者にも公表する。
- (2) 部活動顧問は、生徒会活動費等からの部活動費及び保護者から徴収した活動費等を適切に管理するとともに、その執行状況について校長に報告する。
- (3) 部活動に必要な物品のうち、生徒が個人的に使用する物品の購入については、保護者の過度な経済的負担とならないよう配慮する。